

別記様式

随意契約結果書

物品等の名称及び 数量	能代管内埋蔵文化財発掘調査
契約担当官等の氏 名並びにの所属す る部局の名称及び 所在地	○分任支出負担行為担当官 東北地方整備局 能代河川国道事務所長 高橋 秀典 ○国土交通省 東北地方整備局 能代河川国道事務所 ○秋田県能代市鰯渕字一本柳 9 7 番 1 号
契約締結日	令和 3 年 4 月 1 日
契約の相手方の 氏名及び住所	秋田県知事 佐竹 敬久 秋田県秋田市山王四丁目 1 番 1 号
契約金額 (消費税及び地方 消費税含む)	¥ 2 9, 9 6 0, 9 3 7 -
予定価格 (消費税及び地方 消費税含む)	非公開
随意契約によるこ ととした理由	別添のとおり
備 考	

- 注) 1. 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載する
とともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記
載する。
2. 予定価格を公表しないこととした場合、予定価格の欄には「非公表」と記載する。

隨意契約理由書

件名：令和3年度 能代管内埋蔵文化財発掘調査

相手側：秋田県知事

理由：

本業務は、能代線形改良事業に伴い、道路用地の一部に埋蔵文化財包蔵地が存在し支障となるため、文化財保護法第95条の趣旨にのっとり埋蔵文化財調査を行うものである。

本調査は、令和元年度から上記事業箇所で行った確認調査を踏まえ、一部実施済みの発掘調査及び資料整理を継続実施する予定としている。

調査に関しては「直轄道路事業の建設工事施工に伴う埋蔵文化財の取り扱いについて(昭和46年11月1日建設省道一発第93号 道路局国道第一課長から各地方建設局道路課長、北海道開発局建設部長あて通知)」より、「発掘調査の実施は、原則として当該教育委員会に委託して行うこと。」と明記されており、本業務を遂行する上で秋田県が唯一の契約相手であると判断される。

また、秋田県は、文化財の指定、文化財保護管理指導、史跡の保全・整備・普及など多岐にわたる業務を担い、秋田県における文化財の保護に尽力してきた。この秋田県が持つ豊富な経験に基づく知見は、本業務において大いに生かされることは間違いない。

よって、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号の規定に基づき、上記受託者と契約を締結するものである。